



# 情報(第167号)



令和5年5月31日

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2階  
銀座社会保険労務士法人 社会保険労務士 吉国 智彦  
TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565

E-mail: [ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp](mailto:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp)

<https://ginza-syaroushi.com/>

動画:社会保険労務士チャンネル

<https://www.youtube.com/channel/UCUHFVsnXW9LJGy4HG4hRQZw>

## 奨学金の返還支援

周南市において奨学金の返還支援をする制度が創設されました。未来人材奨学金返還支援事業といい、制度の趣旨は、若者の定住支援、企業の人材確保、地域活性化です。

今号では、これについて解説します。



### 1 奨学金利用の状況

最初に、独立行政法人日本学生支援機構の「学校毎の貸与及び返還に関する情報」から、中国地域大学（一部）における奨学金利用状況をみると、表 1 のとおりです。

低くて、30%程度、高い大学では 50%以上の学生が奨学金を利用しています。

【表 1】学校毎の貸与及び返還に関する情報（令和 2 年度）

大学名	学生数	貸与者数	貸与率%
山口大学	8,562	3,165	37.0
鳥取大学	5,129	1,901	37.1
島根大学	5,239	2,206	42.1
岡山大学	9,978	2,981	29.9
広島大学	10,610	3,042	28.7
宇部フロンティア大学	430	205	47.7
広島経済大学	3,244	1,467	45.2
広島文教大学	1,434	726	50.6

《<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/gakkobetujouhou.html>》

### 2 授業料等と初任給

例として、国立大学の 4 年制学部で 4 年通った場合の費用はどれくらいでしょうか。内訳として、受験料 17,000 円、入学金 282,000 円、授業料 2,143,200 円（年間 535,800 円×4）、合計 2,442,200 円です（文部科学省：国立大学等の授業料その他の費用に関する省令）。

借家住まいで、10 万円親から仕送りを受け、バイトで 5 万円ばかり稼ぎ、賃料 5 万円、その他生活費等と小遣いで 10 万円がざっとした収支でしょうか。

このように、奨学金利用者は、新卒採用時に 240 万円以上の借金を抱える方があることになり、大学卒初任給年収の平均は、210 万円となっていますから（厚生労働省：令和元年賃金構造基本統計調査結果（初任給）の概況：学歴別にみた初任給）、かなりきつい借金といえます。

### 3 奨学金返還支援制度の概要

対象者は、次の 6 項目の要件をすべて満たす必要があります。

- (1) 周南市に住所を有し、5 年以上継続して居住する意思があること
- (2) 大学（短大・大学院含む）、高等専門学校、専修学校（専門課程）を卒業し、在学中に奨学金の貸与を受けたこと

- (3) 奨学金返還の滞納がないこと
- (4) 市税を滞納していないこと
- (5) 他の奨学金返還助成や補助等を受けていないこと
- (6) 表 2 に掲げる(1)から(4)のいずれかの支援区分に該当すること

【表 2】支援区分と内容（下線部編注）

支援区分	内容
(1) 中小企業人材支援	令和 5 年 4 月 1 日以降に、30 歳以下で、市に登録のある中小企業に正規雇用され、周南市内の事業所に就業している方
(2) 福祉・医療・教育人材支援	令和 5 年 4 月 1 日以降に、30 歳以下で、市に登録のある事業者 <sup>1</sup> に正規雇用され、表 3 に掲げる対象資格に基づく職種により、周南市内の事業所に就業している方（医師、公務員を除く）
(3) 農林漁業人材支援	令和 5 年 4 月 1 日以降に、30 歳以下で、周南市内において新規に農業・林業・漁業に従事している方
(4) 起業家支援	令和 5 年 4 月 1 日以降に、30 歳以下で、周南市内において新規に起業している方

【表 3】支援区分(2)にかかる対象資格

保育士、幼稚園教諭、看護師、准看護師、保健師、助産師、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、臨床検査技師、臨床工学技士、診療放射線技師、歯科衛生士、歯科技工士、栄養士、柔道整復師、その他市長が認める資格
--

#### 4 補助金額

対象者が 1 年間に返還した奨学金の 3 分の 1（年上限 6 万円）（千円未満切り捨て）となります。ただし、雇用事業主から、3 分の 1 以上の返還支援を受けていることが条件です。つまり、雇用事業主が会社制度として奨学金返還支援制度を設けていることが前提となり、企業が周南市へ登録すること、その際に就業規則上、1 年間の奨学金返還額の 3 分の 1 以上（市の上限にかかわらず）を支援する規定の創設が必要です。

#### 5 所得税

細かなことはさておき、企業が賃金に加算して学資に充てるための費用を支給する場合は、所得税が非課税となります（国税庁：よくある税の質問 N02588）。制度として明確にしておくことがこの点からも必要です。

#### 6 制度創設の課題

企業の人材確保策の一つとなります。就業規則を丁寧に規定する必要があり、ご相談ください。課題としていくつか挙げておきます。

- (1) 1 の実態から、返還支援を厚くすることを考慮できないか。
- (2) 令和 5 年 4 月前の採用者で奨学金返還者にも対応できないか（公平性）。
- (3) 成長できる、資格取得を目指す、達成感を得る仕事ぶりなど、育成策の充実を図るべきです。